

福岡県公報

平成二十三年一月十二日
第三千二百五号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

……………一

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課)

……………一

再掲

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(企業局管理課)

……………一三

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 (八幡西区) の項中

大平メデイカルケア病院	〃	〃	大平三丁目一四番七号
-------------	---	---	------------

を

大平メデイカルケア病院	〃	〃	大平三丁目一四一七
-------------	---	---	-----------

に改め、

正和なみき病院	〃	〃	東王子町一三一
---------	---	---	---------

大野城市の項中

医療法人三光会誠愛リハビリテーション病院	〃	大字上大利七二四一
----------------------	---	-----------

を

誠愛リハビリテーション病院	〃	南大利二一七一二
---------------	---	----------

に、

医療法人社団三光会老人保健施設カトレア	〃	大字上大利七二四一六
---------------------	---	------------

を

介護老人保健施設カトレア	〃	南大利二一七一一
--------------	---	----------

に改め、

二 老人ホームの項中

有料老人ホームグッドタイムホーム 1・海の中道	〃	奈多一一二一一
-------------------------	---	---------

を

有料老人ホームグッドタイムホーム 1・海の中道	〃	奈多一一二一一
-------------------------	---	---------

に

介護老人福祉施設アイランドシティ照葉	〃	香椎照葉三ー四一三
--------------------	---	-----------

改める。

福岡県選挙管理委員会告示第六号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年一月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター

の作成の公営に関する規程（平成七年二月福岡県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程

びポスター等の作成の公営に関する規程

第一条第一項中「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に関する条例」を「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」に、「又は第七条」を「第七条又は第十一条」に、「又は第八条」を「第八条又は第十二条」に改める。

第一条第二項中「又は第二号様式」を削る。

第二条第一項中「又は第九条」を「第九条又は第十三条」に改める。

第二条第二項中「第三号様式又は第四号様式」を「第二号様式」に、「第五号様式又は第六号様式」を「第三号様式」に改める。

第三条中「条例第八条に規定する有償契約を締結した」の下に「ビラの作成を業とする者若しくは第十二条に規定する有償契約を締結した」を加え、「ポスター作成業者」を「ポスター等作成業者」に改める。

第四条第一項中「自動車使用証明書」の下に「ビラ作成証明書」を加え、「又は第八条」を「第八条又は第十二条」に、「ポスター作成業者」を「ポスター等作成業者」に改める。

第四条第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

第四条第三項中「自動車使用証明書」の下に「並びにビラ作成証明書」を加え、「第七号様式、第八号様式若しくは第九号様式又は第十号様式」を「第四号様式又は第五号様式」に改める。

第五条第一項中「又は第九条」を「第九条又は第十三条」に改め、「自動車使用証明書」の下に「ビラ作成証明書」を加え、「ポスター作成業者」を「ポスター等作成業者」に改める。

第五条第二項中「第十一号様式又は第十二号様式」を「第六号様式」に改める。
様式中「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」に改める。
第一号様式備考2中「冊子冊破砕機」の次に「X印冊破砕機」を加え、同様式を第一号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式その2 (ビラ作成の契約届出書の様式) (第1条関係)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行 福岡県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名	契約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第二号様式を第一号様式その三とする。
第二号様式及び備考3中「四冊目録表」の次に「五冊目録表」を加え、同様式
を第二号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式その2 (ビラ作成枚数確認申請書の様式) (第2条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏名あて

年 月 日執行 福岡県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に、候補者から福岡県（市町村支援課）に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第四号様式中「第6号」を「第3号」に改め、同様式を第二号様式その三とする。
第五号様式中「第豊冊国聯印」の次に「X冊国聯印」を加え、同様式を第三号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式その2 (ピラ作成枚数確認書の様式) (第2条関係)

確認番号 第 号

ピラ作成枚数確認書

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定に基づき、次のピラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 福岡県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、福岡県に支払を請求することはできません。

第六号様式中「確認第 号」を「確認番号 第 号」に、「第9条」を「第13条」に改め、同様式を第三号様式その三と作る。

第七号様式中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式を第四号様式その一と作る。

第八号様式中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を、同様式備考一中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を、同様式備考二及び備考三中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式を第四号様式その二と作る。

第九号様式を第四号様式その三とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式その1 (ピラ作成証明書の様式) (第4条関係)

ピラ作成証明書

次のとおりピラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 福岡県知事選挙

候補者 氏 名 印

記

ピラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ピラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からピラ作成業者に提出してください。
- ピラ作成業者が福岡県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、福岡県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

円 銭 × 当該作成枚数 = 限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

円 + 円 銭 × (当該作成枚数 - 50,000) = 単価
 当該作成枚数

(1 銭未満の端数は切上げ)

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

第十号様式を第五号様式その二とする。

第十一号様式備考一中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式別紙その二⁽²⁾、備考3及び備考4中「田圃田畝等」の次に「又は田圃等」を加え、同様式を第六号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式その2（請求書の様式）（第5条関係）

請 求 書
(ビラの作成)

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

福岡県知事あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 福岡県知事選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福岡県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)= (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)= (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)= (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1. (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 ○円○銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{\text{〇〇〇円} + \text{〇円〇銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
2. (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
3. (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4. (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第十二号様式中「第9号」を「第13号」に改め、備考2の次に次のように加え、同様式を第六号様式その三とする。

3 この請求書には、作成したポスターの見本（種類ごとに各1枚）を添付してください。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条において準用する同条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

福岡県企業管理者 山田修嗣

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表を次のように改める。

職務の級	区分	額
8 級	二種	106,200円
	三種	92,300円
	四種	87,000円
7 級	三種	87,000円
	四種	69,500円
	五種	81,600円
6 級	三種	81,600円
	四種	65,300円

附則

この規程は、平成二十三年一月一日から施行する。